

令和4年度 第1回中央区成年後見制度利用促進審議会 会議記録

●日 時：令和4年5月19日（木）午後6時30分～7時50分

●場 所：社会福祉協議会3階会議室

●出席者：【委員】13名

委員長 宮崎 牧子（大正大学社会共生学部教授）
副委員長 相原 佳子（野田記念法律事務所）
竹見 敏彦（中央区医師会）
安藤 博規（東京弁護士会）
安井 正登（成年後見センター・リーガルサポート東京支部）
東 早苗（東京社会福祉士会）
前場 京子（中央区心身障害児者の進路と生活を考える会）
松本 多美（中央区民生・児童委員協議会）
保田 奈奈（日本橋おとしより相談センター）
島田 有三（基幹相談支援センター）
井上 一雄（中央区社会福祉協議会在宅福祉サービス部長）
田中 智彦（福祉保健部長）
北澤 千恵子（高齢者施策推進室長）

【事務局幹事】

植木 清美（福祉保健部管理課長）
石井 操（福祉保健部生活支援課長）
岡田 純（福祉保健部障害者福祉課長）
早川 紀行（福祉保健部高齢者福祉課長）
阿部 志穂（福祉保健部介護保険課長）
武田 知子（福祉保健部健康推進課長）
山田 英子（中央区社会福祉協議会成年後見支援センター「すてっぷ中央」所長）
(敬称略：順不同)

●傍聴人：0名

●議事次第

- 1 開 会
- 2 委員の交代について
- 3 議 題
 - (1) 令和3年度の成年後見制度の利用促進に係る施策及び取組の進捗状況の点検・評価について
 - (2) 成年後見制度法人後見支援事業の実施について
 - (3) 「中央区高齢者の生活実態調査」及び「中央区障害者（児）実態調査」について
- 4 閉 会

●配布資料

- 資料 1 令和 3 年度中央区成年後見制度利用促進事業報告（案）
- 資料 2 成年後見制度法人後見支援事業の実施について
- 資料 3 「中央区高齢者の生活実態調査」及び「中央区障害者（児）実態調査」について
- 資料 4 意見票 ※当日配付
- 参考資料 1 中央区成年後見制度利用促進審議会委員名簿
- 参考資料 2 中央区成年後見制度利用促進審議会座席表
- 参考資料 3 令和 3 年度第 2 回中央区成年後見制度利用促進審議会会議記録 ※当日配付

次第	発言者	議事の状況又は発言内容
1 開会	宮崎委員長	開会のあいさつ
2 委員の交代について	宮崎委員長	委員・幹事の交代について報告を求める。
	植木管理課長	新任委員・幹事の紹介
	宮崎委員長	委員の出席状況について報告を求める。
	植木管理課長	委員の出席状況について報告
(会議の公開、傍聴、議事録の作成)	宮崎委員長	会議の公開、傍聴、議事録の作成について説明を求める。
	植木管理課長	会議の公開、傍聴、議事録の作成について説明
	宮崎委員長	傍聴希望の有無について報告を求める。
(配布資料の確認)	植木管理課長	傍聴希望なしの旨を報告 配布資料を確認
3 議題		
(1) 令和3年度の成年後見制度の利用促進に係る施策及び取組の進捗状況の点検・評価について	宮崎委員長	議題(1) 令和3年度の成年後見制度の利用促進に係る施策及び取組の進捗状況の点検・評価について説明を求める。
	植木管理課長	資料1について説明
	宮崎委員長	今の説明についてご質問、ご意見はあるか。

相原委員	2点質問がある。 1点目は14ページ(7) 本人の意思を尊重した適時・適切な制度利用の促進についてである。これは中央区成年後見制度利用促進計画の中でも非常に重要なポイントで、なかなか成年後見制度の利用促進が進まない問題点として、本人の意思を尊重した対応について議論されているところかと思う。この点で「成年後見等につなげました。」と記載されているが、本人の意思を尊重した事例があれば教えていただきたい。 2点目が地域連携ネットワークについてである。 権利擁護支援地域関係者ネットワーク連絡会の参加団体に色々な団体があるが、金融機関について伺いたい。報告には「昭和信用金庫等」とあるが、実際、成年後見をやっている一番問題になるのは金融機関からのお金の出し入れであり、親族後見人や専門職後見人も、そこが非常に難しい。確かに金融機関はガードが固くせざるを得ないところがあるので、そこを率直に話し合えたり、実態も理解してもらう必要がある。大きな金融機関になると、成年後見人は窓口対応ではなく担当が代わり、2、3時間かかるというのも決して珍しくない話だったりするので、昭和信用金庫等から、実態について話をしてもらう必要があると思う。昭和信用金庫の他の金融機関でどこか参加していたり、ほかの金融機関との関係があったら教えていただきたい。
宮崎委員長	事務局、いかが。
山田所長	1つ目の質問の本人の意思を尊重した事例については、「すてっぷ中央」の職員全員が、必ず本人の意思をその都度確認をしながら、本人の意思に反することなく支援をするという意識づけをして対応している。もし、本人の意思に即することが本人の利益につながらないような意思だったとすれば、折衷案ではないが、少しでも本人の生活の利益になるように助言している。
井上委員	これは成年後見制度の本質的で重要な課題である。現在、「すてっぷ中央」へご相談に来られる方は、相続などご本人のためではなく、ご家族のための相談が多い。職員もご本人の権利を守るという視点を持って、しっかりと今後ともご相談に乗っていききたいと思う。 次に権利擁護支援地域関係者ネットワーク連絡会について、地

	域の関係機関や専門職など一堂に会し、顔を合わせてどういう社会資源があるのか確認するための第1回であり、試行錯誤、手探りでのスタートだった。 また、昭和信用金庫は、権利擁護支援事業で預ける貸金庫の契約をしており、非常に協力的である。 大手の銀行の銀行組合なども検討したが、最初はなかなか難しかったため、今後は都市銀行の区内の支店に声を掛けるなど、金融機関をネットワークの中に取り込んでいきたいと考える。
山田所長	金融機関について補足する。現在、「すてっぷ中央」の支援の中で、ゆうちょ銀行を使うケースが多く、「すてっぷ中央」の活動に関して理解があるため、ゆうちょ銀行にも声を掛けようと検討している。
宮崎委員長	そのほか、いかがか。
安藤委員	13ページの参加団体の中に法人後見実施団体とあって、多分、このFCIPと書いてあるのはFPICのことだと思う。 また、この報告全体に関しては、施策ごとの項目立てや、新規・充実という表示で、何を新しく始めたのか、これからどう充実すべきかを分かりやすく表示しているので見やすい。写真や表もあり、報告書全体のレイアウトはいいと思う。 報告の中身はこれから試行錯誤して進めていくことだと思うので、まずは方向性をつくってみて、課題が出てきたら、修正すればいい。 第1回目の地域連携ネットワーク連絡会は、私も出席したが、皆さんが同時に顔を合わせる貴重な機会で、それぞれの立場で色々な意見があると思うので、そういう意見交換をする場ができたことは大きな1歩だと思う。 もちろん金融機関として、メガバンクを入れるなどという話は追々、検討すればいい。今後、更に連絡会の参加者が充実して、活発に意見交換ができれば良いと考える。
宮崎委員長	そのほかにいかがか。
東委員	大変分かりやすいものになっているが、4ページの目指す姿の

	「誰もが住み慣れた地域の中で」というところで、最後に「尊厳をもってその人らしい生活を継続することができています。」となっているが、目標だとしたら「継続することができる社会」、「できるように」となるのではないか。要綱や目的を見ても、この文言が気になった。
宮崎委員長	事務局、いかがか。
植木管理課長	目指す姿ということで、理想として「このようにできている」、「このようになっている」という記載をしている。 目指す姿は「成年後見制度利用促進計画に盛り込むべき施策の方針」５ページに既に記載されており、目指す姿をこれから直すのは難しい。今後の計画等でこういった表現をしていくか検討したい。
宮崎委員長	そのほかにいかがか。 (意見なし) では、皆様からのご意見なども踏まえて、私から２３ページの総括をまとめさせていただく。 成年後見制度の普及・啓発については、リーフレットやチラシを新規に作り、スタートすることができたのはよかったと思う。また、区のホームページにも情報提供するページが作成されたのはよかったと思う。 そして、机上配付していただいた、「すてっぷ通信」を創刊して、定期的に配付することで、情報発信できる基盤ができたことは大変よかった。 コロナ禍ではあったが、講座・講演を開き、区民の方々に少しずつ成年後見について、知ってもらえる機会ができたことは評価できると思う。 令和４年３月の審議会の際に、松本委員から「民生委員の中でも成年後見制度について学ぶ機会があって大変良かった。」とご発言いただいたが、成年後見制度の利用促進は民生委員の皆さんのご協力なくして進んでいかないので、今後もそのような機会を継続していただきたい。 地域連携ネットワークについては、最初から完璧なものができ

	るわけではないので、まずスタートができたことを評価したい。 権利擁護支援地域関係者ネットワーク連絡会の参加者については、色々ご検討いただいたり、参加者から他の団体をご紹介いただいたりして、ネットワークが広がることが一番大切なことだと思う。 また、権利擁護支援地域関係者ネットワーク連絡会に参加された方も、情報交換していく中で、地域連携ネットワークの意味について、実感を持って大切さを理解していくことが重要だと思うので、今後も定期的開催していただきたい。 担い手の確保は、成年後見制度の利用促進を進める上で大変重要なことである。権利擁護支援地域関係者ネットワーク連絡会に参加された方のご意見なども踏まえながら、どうしたら担い手の確保を進めることができるか、検討していただきたいと思う。 先ほど安藤委員からもご意見のあった新規・充実という書き方は明確で分かりやすいので、今後もこのように報告をまとめていただきたい。 1点質問だが、この令和3年度中央区成年後見制度利用促進事業報告については、印刷して配布するのか、またはホームページなどで閲覧できるようにするのか。
植木管理 課長	ホームページに公表させていただくとともに、必要なところには、印刷した報告を配置しておくこともできると考える。 前回、委員長から、報告を見て、どのような講座等をしているか分かり、敷居を低くできるようにという話もあったので、その辺りも含めて周知していきたいと思う。
宮崎委員 長	他にご意見・ご質問はあるか。
安藤委員	20ページ(13)社会貢献型後見人の受任の促進で、社会貢献型後見人の受任として、専門職後見人から社会貢献型後見人への切替え等を行うリレー形式と記載されているが、途中で社会貢献型後見人へ代わるリレーは、もっと進んでいくと個人的には思っている。家庭裁判所が誰を後見人にするか最終的に決める中で、例えば、弁護士が社会貢献型後見人にリレーしたいと考えた場合に、中央区に窓口を設置するのか、あるいは裁判所からの連絡を待たないといけないのか、それとも弁護士から社会福祉協議会に電話してご相談するのか、具体的にリレーの取組として、どのよ

	うな想定をしているのか、決まっていることがあれば、教えていただきたい。
宮崎委員長	事務局いかがか。
山田所長	現在、リレー方式に関してご相談等を受け付ける体制は整っていない。もし、社会貢献型後見人へのリレーの相談があれば、その都度、ご相談に応じる。社会福祉協議会としては社会貢献型後見人へのリレーを推進することで、専門職の方の業務を圧迫してしまうということも危惧しており、よく考えながら対応を検討していきたい。
井上委員	親族後見人の方の実態や状況を本会もなかなか把握し切れていない。裁判所から受任件数は教えていただけるが、誰が後見人かなどの個人情報には分からないので、親族後見申立講座等に来られた方とコミュニケーション取って、チラシの送付や継続的な相談につなぎ、情報収集しているところである。 そのような情報やつながりがあれば、専門職の方から社会貢献型後見人へのリレー方式など、状況の変化に応じて、いろいろアプローチもできると思うが、現状、なかなか把握できていない。そこを今、一生懸命やろうとしている。 ご相談も増えているので、徐々にアンケートなどを通じて情報収集をしている。
安藤委員	専門職から社会貢献型後見人へリレーする場合、私が想定しているのは、最初は法的課題があり、弁護士でなければ解決ができないときに弁護士が選任される。その後、法的課題が無事に解決されると、その後は弁護士でなければならない理由がなく、社会貢献型後見人の方で対応できる事案に変わる。そのような場合に弁護士から社会貢献型後見人へのリレー選任を想定している。今後リレー選任を進めるとしたら、弁護士がいきなり社会福祉協議会に電話して、相談するのは非常にハードルが高い。社会福祉協議会に窓口を設けるのか、または、情報を一番持っている家庭裁判所が社会福祉協議会に打診をするなど、まだ具体的に決まっていらないのであれば、今後の重要な検討課題になると思う。 最終的に後見人を決めるのは裁判所なので、やはり裁判所との連携が必要になると思う。

(2) 成年後見制度法人 後見支援事業の実施 について		もちろん個人情報の問題があるので、もう一段階ハードルがある。中央区に限らず、全ての自治体において、リレー選任を考える時は、社会福祉協議会と家庭裁判所等が連携する体制を構築して、窓口等を設ける必要があると思う。今後の検討課題として、ご意見申し上げる。
	宮崎委員長	実際に担い、色々活動されているから分かることもあるので、課題をご指摘いただけてよかったと思う。 そのほか、いかがか。 (意見・質問なし)
	宮崎委員長	事務局からも説明があったが、皆様からいただいたご意見を資料1の23ページ、中央区成年後見制度利用促進審議会の点検・評価に記載する。反映させる記載内容については、事務局に作成していただき、確認は委員長に一任とさせていただいてもよろしいか。 (異議なし)
	宮崎委員長	では、そのようにさせていただく。
	宮崎委員長	議題(2) 成年後見制度法人後見支援事業の実施について説明を求める。
	岡田障害者福祉課長	資料2について説明
	宮崎委員長	今の説明について、ご質問、ご意見はあるか。
	相原副委員長	法人後見に関しては、特に障害者の若い方の将来的なことを考えたときに、専門職がついた場合でも、それなりに費用負担など考えると、なかなか親御さんは悩ましいと思うので、本当に期待されていることだと思う。 ただ一方で、本当に法人が障害者の方の権利を擁護できる透明

		性のある法人でなければ危険も伴い、すごく熱心でよくやってらっしゃる法人もあれば、庇護する人がいないのをいいことに虐待などを行っている法人も報道されている。しっかりした法人後見の体制をつくる必要があると思う。非常に期待しているので、よろしくをお願いしたい。
	宮崎委員長	そのほか、いかがか。
	安井委員	後見等の業務を適正に行うことができる法人の確保に向けた検討というのは、今後のことだと思うが、現時点で念頭にあるような法人があるのか、あるいは「すてっぷ中央」を念頭に置いているのか教えていただきたい。
	植木管理課長	先ほどの相原副委員長の話にもあったとおり、しっかりした法人というところで、区としても、その辺りをどうしていくか、継続性の高い法人を考えると、社会福祉協議会も1つだと思う。 ただ、そこだけにするのか、他にもいくつかあるので、そこも含めて検討していく予定である。
	宮崎委員長	そのほか、いかがでしょうか。 (意見・質問なし)
	宮崎委員長	では、ご意見、ご質問がないので、成年後見制度法人後見支援事業は、今後、このとおり進めていくこととする。
(3) 「中央区高齢者の生活実態調査」及び「中央区障害者(児)実態調査」について	宮崎委員長	議題(3) 「中央区高齢者の生活実態調査」及び「中央区障害者(児)実態調査」について説明を求める。
	植木管理課長	資料3について説明
	宮崎委員長	今の説明について、ご意見、ご質問はあるか。
	前場委員	私は知的障害者団体の者だが、知的障害の方の場合は、当人が回答するというのはほぼ難しい状況にある。

	調査のときに誰が答えているのかを記入するところがなく、本当の実態調査というのは、なかなか知的障害の場合は、家族や兄弟、親の主な意見が優先されてしまうところがあり、調査というのは、毎回難しいと思っている。 その点から提出しない方々もいるということを、知っておいていただけたらありがたい。
宮崎委員長	全体の障害者計画などに係る調査の中に入れるということだが、調査の時は毎回どのようにしているのか。
岡田障害者福祉課長	3年に1度障害者計画を改定する前の年に実態調査を今回のような形で行っている。 基本的には、抽出調査だが、知的障害の方は、手帳をお持ちの方、全件の悉皆調査をしている。 それ以外の身体障害や精神障害の方については、基本的に抽出調査を実施しており、なかなか回答が集まりにくいというお話の中で、前回だと大体51%。前々回、だと平成28年度で、回収率としては2回とも50%を超えているような状況で、今回も同程度と見込んでいるが、少しでも多く集められればと考える。
宮崎委員長	例えば、知的障害の方、ご本人が書いたり印つけたりするのが難しいときに、調査全体のところで記入する人の立場は明記することになっているのか。
岡田障害者福祉課長	確かに前場委員のおっしゃるとおり、誰が書いたのかという部分については、知的障害の方は必要だと思う。 この調査は毎回、質問項目が多くて、前回も50問近くあり、今回も法人後見など色々追加する項目があり、質問が多いことで、答えるのをためらう方もいるので、そういう中で、質問の精査も必要で、これからその作業をする。そういった中で、記載者が誰かという質問を、入れるか、入れられないか、質問数もふまえて検討させていただきたい。
宮崎委員長	前場委員、いかがか。
前場委員	知的障害の方の場合はとても難しく、本来であれば当事者、本人の気持ちが分からなければ、分からないということで提出し

てあげたいといつも思う。

どうしても家族とのやり取りとなると、家族の意見が優先になってしまうので、もし可能でしたら施設の職員や本人と関わっている方に質問し、本人が分からなければ分からないに丸をする形式でやれば、もう少し実態に沿った調査内容になると思う。知的障害のある方の場合、本人中心という部分がとても難しく、本当にどうしてあげたらいいか判断が難しい。何かしら回答があるときは、本人ではなく、障害のない方が記入しているので、実際の皆さんが知りたいと思っている内容とは異なるものが提出されていると思う。

それから、今、50%ぐらいの提出があるということだが、他区と比べると障害者の人数が中央区は極端に少ない。多い区と比べると1桁違い、何千単位のところがある。島田委員もよく知っていると思うが、中央区の場合は何百人というところで、その辺の中身で50%という、ほんの少人数の回答しか回収できていないとすごく心配になる。その辺をもう少し、他の障害と違った形で考えていただきたい。

宮崎委員長

事務局、いかがか。

岡田障害者福祉課長

そういったご意見も踏まえて、実態調査の質問の中身など、精査していく。

本日のお話の内容を参考にさせていただき、実際に調査する上で、実態と本当に合った形の調査となるようにしたいと考える。

前場委員

島田委員いかがか。

島田委員

現場で知的障害の方に、制度やサービスの利用について説明するときに、書かれた内容をそのまま言っても、なかなかご理解いただけないことがあるので、分かりやすい簡単な言葉や例えを使っている。本人にとって生活に直結する分かりやすい表現であれば、質問に答えやすい回答が得られると思う。質問項目ごとに簡単な言葉や例えなどを使って書いてほしいというわけではなく、職員の方にも手伝ってもらうときに、文章を見て、伝えにくい場合にどうしたら伝えやすいか参考に聞いたり、質問の内容を答えやすい言葉に変換できるようご協議していただけたらと思う。

いつも私たちも伝える難しさを痛切に感じている次第で、こう

	いったことが、ちゃんと自分に返ってくるのが分かったと、本人にとっても、すごく利益になると思うので、引き続き、そういったところにもご配慮含めて確認いただきたい。
宮崎委員長	保田委員いかがか。
保田委員	高齢者のこのような調査があると、必ずおとしより相談センターや担当のケアマネジャーにどうしたらいいか問合せがある。一緒に回答していく際に、一つ一つ丁寧に説明しながら回答していくが、ボリュームのある調査だとケアマネジャーなどの協力を得ないと、なかなか回答が得られないと思うので、調査期間の前に必ず調査への協力の依頼や通知を区から頂けたらご協力が得やすいと思う。
宮崎委員長	事務局、いかがか。
阿部介護保険課長	高齢者の生活実態調査は、これから高齢者施策推進委員会で内容を諮り、どのような調査をしていくか決めていくが、実際、調査をご本人が回答することが難しい場合には、ご家族またはお世話をしている方が手伝うか、ご本人の立場に立って、代わりに回答してもらうように依頼している。 実際、そういったところで、ケアマネジャーやおとしより相談センターに行って、書き方を聞く方もいると思うので、今後、検討していきたい。
宮崎委員長	そのほか、いかがか。ご意見、ご質問等よろしいか。 (意見なし)
宮崎委員長	では、この実態調査についても、このような形で進めていく。 まだ多少時間があるので、ご発言ない方で全体を通してのご感想など、竹見委員いかがか。
竹見委員	私も含めて医者はあまりこういうことを分かっていないところがある。認知症をはじめとする医学的な診断や投薬など、ご本人やご家族との診療場面での接し方のアドバイスはするが、成年後

	見制度の利用や、利用にあたっての道筋については大体分かっていない。 私は介護認定を受けるにはどうすればいいのか、ある程度は分かっており、こうして委員として参加させていただいているが、率直な感想としては、医者も広く、成年後見制度について勉強ができればいいと思う。
宮崎委員長	民生委員への講座も好評だったということで、医師会でも成年後見制度について勉強する機会を今後、検討していくといいのかもしれない。また、クリニックにパンフレットを置いていただける医師がいたら、置かせていただくと、順番を待っている間に読んだりして、情報を患者さんが入手する機会にもなると思う。 松本委員、いかがか。
松本委員	私は月島地域に住んでいるが、先日、回覧板の中に「すてっぷ中央」のチラシが入っていた。一番最初に回覧板めくったら、大きく目に飛び込んできたので、こういうのを見て成年後見制度や権利擁護支援事業を知ってもらうきっかけになればいいと思う。 また地域の見守りの中から、行政へつなげていければいいと思う。
宮崎委員長	回覧板が回っている地域はだんだん少なくなっていると思うが、回覧板が回らない地域は、どのような形で住民の方たちに周知されているのか。
植木管理課長	区の施策などを周知するには、区のおしらせが一番多く、ホームページと併せて、成年後見制度について周知していきたい。 載せたい記事については、区のおしらせの原稿の掲載予定など、あらかじめ調整したいと思っている。
宮崎委員長	中央区は、大規模な世帯数の多いタワーマンションが多くなっていると思うが、そういったところはどのように対応しているのか。
植木管理課長	回覧ではないが、マンションの掲示板に貼っていただき、周知をお願いしている。 中には、なかなか協力していただけないところもあるが、継続的にお願いをしていくことが大事であると思う。

宮崎委員長	大規模な集合住宅は、どこの自治体でも、旧住民と新住民とでなかなかいい関係づくりができず、自治体もいろいろ頭を痛めていることもあると思う。建設するときには、ぜひ、管理組合や理事会とも話し合っていていただき、積極的に区のお知らせ等を配布して、住んでいる方に、区の施策などの情報を提供していただくことが必要だと思う。
田中委員	委員長がおっしゃったように、やはり中央区でも、大分、最近はやらいてきたが、佃のリバーシティが一番最初にできたときは、新住民と旧住民の問題があった。高層マンションができてくると、なかなか地域コミュニティの中には溶け込めない。 一番大きな問題は、元々の町会の住民より、マンション1棟の住民のほうが多いという現状が出てきて、町会としての機能が成り立たなくなるといったようなことが現実問題として起きている。 そういったところで、高層マンションができるときには、建設段階から、事業者とお話をさせていただき、町会ではなく、自治会という形で、建物ごとに組織をつくってもらう。その後、建物の自治会として町会と関係性を持ってもらうように指導をしており、そういった形でのマンションが増えてきている。 このチラシについては、報告の中にも記載してあるが、町会・自治会を通して配付しているため、各町会・自治会に必ず声がけをしている。町会員をいくつかのグループに分けて回覧板を回したり、自治会であれば、先ほど植木課長も言ったが、個別にポスティングしてくれるところもあれば、入り口のエントランスの掲示板に貼るといったような形もある。 ただ、中央区の中では、そういった町会・自治会機能がまだ機能しているので、ご協力いただいていると思っている。 なかなか全戸配布は難しいので、町会・自治会単位になっていく。自治会はマンションごとなので、大体大丈夫だが、町会に入っていない小さい規模のマンションなどに対してどうやっていくかは、区としても課題であり、今後また充実していきたいと思っている。
宮崎委員長	何かご感想・ご意見などいかがか。 (感想・意見なし)

4 閉会	宮崎委員長	なかなか新聞を講読する方も少なくなり、新聞折り込みもなかなか難しい時代になって、頭を痛めることが多くあると思う。民生委員などを通じた地道な広報が大切だと思うので、引き続きお願いする。 それでは、最後に事務局から連絡事項等があればお願いしたい。
	植木管理課長	会議の時間内に発言できなかったご意見については、お手元のこの資料4に記載の上、6月2日木曜日までに事務局まで郵送、メール、ファクスなどでご提出ください。 また、次の審議会については令和5年3月を予定している。開催日の1か月ほど前に開催のご通知をお送りするので、お願い申し上げます。
	宮崎委員長	閉会の挨拶